

処分対象職員、処分及び非違行為の内容

職員の懲戒処分をしましたので、下記のとおり公表します。

1 信用失墜行為

処分年月日：令和4年5月26日

所属課及び職階	性別	年齢	処分	非違行為の内容
職員A 総務企画部 係長	女	40歳代	免職	<p>被処分者は、市民の個人情報に記載されたエクセルファイルを電子メールに添付し複数回にわたり自宅パソコンのメールアドレスに送信することで情報を漏えいした。</p> <p>一例として、平成27年2月12日に漏えいした情報には約19,600名分の住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯番号、収入額等が記載されていた。平成27年2月13日に漏えいした情報には、応急仮設住宅居住者約4,700名分の住所、氏名、生年月日、性別、被災住所等が記載されていた。平成29年9月22日に漏えいした情報には、約600名分の特定個人情報を含む約3,200名分の住所、氏名、生年月日、性別等の情報が記載されていた。</p> <p>令和2年1月17日には職員Bに依頼し、住民基本台帳に登録される情報のうち数万名分の住所、氏名、生年月日、性別、世帯番号、続柄等が記載されたものを電子メールに添付して送信させ情報を入手した。</p> <p>また、勤務時間中に、業務で用いるチャット機能を私的内容でのやり取りに繰り返し利用しており、そのやり取りの中で業務上知り得た市民の保育料滞納情報、及び施設使用料の滞納情報等を他部署職員に漏えいしていた。</p> <p>また、職員Bと共謀し、職員Bが担当する業務を令和3年度の監査項目から外す行為があった。</p> <p>これらは、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)、同法第34条(秘密を守る義務)、及び同法第35条(職務に専念する義務)に違反している行為である。</p> <p>以上により、地方公務員法第29条により懲戒処分したものである。</p>

甲第

121
号証
の
2

<p>職員 B 建設部 主査</p>	<p>男</p>	<p>40歳代</p>	<p>免職</p> <p>被処分者は2回にわたり、市民の個人情報に記載されたエクセルファイルを、職員 A の業務用メールアドレス宛の電子メールに添付し送信することで情報を漏えいした。</p> <p>平成30年11月1日に漏えいした情報には、住民基本台帳に登録される情報のうち数万名分の住所、氏名、生年月日、性別、世帯番号、続柄等が記載されており、令和2年1月17日に漏えいした情報には、住民基本台帳に登録される情報のうち数万名分の住所、氏名、生年月日、性別、世帯番号等が記載されていた。</p> <p>また、平成27年4月22日には、市民約2,600名分の住所、氏名、被災住所等が記載されたエクセルファイル、及び市民約2,000名分の住所、氏名、被災住所、電話番号等が記載されたエクセルファイルを電子メールに添付して自宅パソコンのメールアドレス宛の電子メールに添付して送信することで、情報を漏えいした。</p> <p>その他、平成30年3月から5月にかけて、複数回にわたり市民約16,700名分の住所、氏名、電話番号等が記載されたエクセルデータを、自宅パソコンのメールアドレス宛の電子メールに添付し送信することで情報を漏えいした。</p> <p>私物のUSBメモリに平成29年3月31日現在、平成31年3月31日現在、令和2年3月31日現在、令和3年1月31日現在、令和3年3月31日現在、令和4年1月31日現在の住民基本台帳データを保持し、自宅に持ち帰り自宅のパソコンでデータを使用していた。</p> <p>また、職員 A と共謀し、自身が担当する業務を令和3年度の監査項目から外す行為があった。</p> <p>これらは、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)、及び同法第34条(秘密を守る義務)に違反している行為である。</p> <p>以上により、地方公務員法第29条により懲戒処分したものである。</p>
------------------------	----------	-------------	---